

国会同意人事の候補者が通称名を使用している場合の表記に関する要請

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 加藤 鮎子 様

2024年2月28日

立憲民主党ジェンダー平等推進本部長

西村 智奈美

立憲民主党内閣部門長（ネクスト内閣府担当大臣）

杉尾 秀哉

現在、国会同意人事の候補者を示す資料において、候補者が通称を使用している場合は、「戸籍名」が主たる表記とされ、「通称名」は従たる表記として、小さく丸かっこ内に記載されています。

この候補資料に基づき我々が適性を判断するにあたっては、当該候補者の経歴や社会活動について資料を収集し調査しますが、その際の手がかりとなるのが、各候補者が社会活動を行う際に現に用いている氏名、つまり「通称名」です。

ところが、「戸籍名」を主たる表記とする現行のような運用では、こうした調査の支障になりかねないうえ、国会同意人事を広く社会に知らしめるためにも、普段通称を使用して社会活動を営んでいる候補者については、「通称名」を主とし、「戸籍名」を従とする運用に改めるのが適切であると考えます。

なお、内閣総務官室の説明では、同意人事の候補者名は「戸籍名」を記載したうえで、旧姓等の通称を求める候補者は通称を併記し、本人の強い意向がある場合は、その意向も考慮することとされています。

しかし、候補者の強い意向がなければ通称を従たる表記に止めるという扱いは、候補者の意思を軽視しているものと言わざるを得ず、また現行の民法下で姓の変更による不利益を回避するため旧姓を通称している多くの女性に、苦痛を与えるものに他なりません。

我々は従来よりこうした考え方から、国会同意人事の候補者が通称を用いて社会活動を行っている場合の氏名の表記は「通称名」を主とし、「戸籍名」を従とする取り扱いに統一するよう求めてきましたが、今に至るも一向に改められる気配がないことから、今回書面により要請することとしたものです。

最後に、我々はすべての人が望まない姓の変更を強いられず、個人の尊厳と両性の本質的平等を実現するため、選択的夫婦別姓制度の導入を推進するよう重ねて求めることを付言しておきます。

以上